

和歌山県公共工事入札監視委員会第61回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成28年11月10日(木) 10:00~11:30 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	山西陽裕(委員長) 遠藤桂介(副委員長) 坂田初美 津村雅枝 堀田祐三子 三岩敬孝	
審議対象期間	平成28年7月1日 ~ 平成28年9月30日	
抽出案件	総件数 2件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1件	
条件付き 一般競争入札	2件	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【入札及び契約手続きの実績状況等報告】</b></p> <p>1. A委員 高値落札率（98%以上）について、応札者6者のうち5者が低入札価格調査報告書を提出せず失格となりと記載されているが、6者のうち5者が提出しないとはどういうことか。</p> <p>2. A委員 随意契約理由に入札者・落札者なしと記載されている案件があり、地方自治法施行令では「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」は随意契約できることになっているが、この業者の選考方法は。</p>	<p>1. 低入札価格調査の中でも特別重点調査というものがある。その特別重点調査にかかる過去1年以内に同じような下請け契約を締結した実績が必要であり、5者ともその実績がなく書類を提出できなかったと考えている。<b>【公共建築課】</b></p> <p>2. 当初の入札で全者最低制限価格未満により失格となり落札者がなく、再度の入札でも全者最低制限価格未満により失格となり落札者がなかった案件である。随意契約を行うために再度の入札者から見積もりを徴し、一番見積額が低かった当該業者と契約した。<b>【事務局】</b></p>
<p><b>【条件付き一般競争入札】</b></p> <p>○国道371号（仮称宮ノ谷5号橋上部工）道路改良工事</p> <p>1. B委員 この工事も、失格となった入札者の失格理由は、低入札価格調査報告書の提出がなかったからか。</p> <p>2. B委員 低入札価格調査報告書の提出がなく失格になる場合がよくあるが、報告書の提出がなければ失格となると分かっているにもかかわらず。</p> <p>3. C委員 最近になって予定価格と入札者の入札額の乖離が大きくなってきたために特別重点調査の対象が増えてきたということはないか。</p>	<p>（発注機関：道路建設課）</p> <p>1. そうです。</p> <p>2. 予定価格が事後公表のため調査基準価格の推測が難しく、入札者は特別重点調査に該当するかどうか分からないためと思われる。</p> <p>3. 年々、調査基準価格と特別重点調査の対象となる費用の割合が上がってきているのが理由と思われる。<b>【事務局】</b> 今回の案件は、国土交通省の積算基準に基づいて積算しているが、PC橋の場合、積算基準自体</p>

	<p>が高く、入札者が下請業者から徴した見積額との差がかなりあったと思われる。</p>
<p><b>【条件付き一般競争入札】</b> ○川永団地建替（２期）建築工事</p> <p>1. C委員 この工事の発注に設計も含まれているのか。</p> <p>2. C委員 設計は別に発注しているのか。</p> <p>3. D委員 この案件も先ほどの案件と同じく特別重点調査の対象となり資料の提出がなく失格者が多くなったということだが、県の積算と入札者の積算に乖離があった理由を推測できるか。</p> <p>4. B委員 最近、積算ソフトの性能が非常に進んでおり、大体予定価格が分かるという話を聞いたことがあるがどうなのか。</p>	<p>（発注機関：公共建築課）</p> <p>1. 設計は含まれていない。</p> <p>2. 平成27年度に発注している。</p> <p>3. この案件も国土交通省の統一された積算基準に基づき積算しているが、積算基準のないものは業者から見積もりを徴して予定価格を積算している。その予定価格と入札業者が下請業者から徴した見積もりとの差が大きかったと思われる。</p> <p>4. 建築工事は工事で使う物の種類が非常に多く積算の歩掛かりだけでは対応できず、見積もりに頼るところもたくさんあるので、積算ソフトで予定価格を類推するのは難しいと思われる。</p>
<p><b>【意見交換会】</b> 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について 2. 談合情報等についての対応について 3. 社会保険未加入対策について</p>	